

催物（イベント等）の開催について（一部改正）

○催物（イベント等）の開催制限については、以下のとおり段階的に緩和することとする。

緩和の時期 （目安）	イベントごとの参加人数の上限等の目安				
	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 （全国的移動を伴うもの）	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的 （参加者の把握が困難なもの）	地域の行事 （参加者の把握が可能なもの）
①5月29日～	（屋内）100人又は 収容定員の50%の いずれか小さい方 （屋外）200人	100人又は収容定 員の50%のいず れか小さい方	開催を自粛いた だきたい	開催を自粛いた だきたい	（屋内）100人又は 収容定員の50%の いずれか小さい方 （屋外）200人
②6月19日～ （①から約3週間後）	1,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	1,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	無観客で開催可 能	開催を自粛いた だきたい	適切な感染防止対 策を講じた上で開 催可能
③7月10日～ （②から約3週間後）	5,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	5,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	5,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方	開催を自粛いた だきたい	適切な感染防止対 策を講じた上で開 催可能
④8月1日～ （ <u>感染状況を見つ つ、8月末まで維 持</u> ）	<u>5,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方</u>	<u>5,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方</u>	<u>5,000人又は収容 定員の50%のい ずれか小さい方</u>	開催を自粛いた だきたい	適切な感染防止対 策を講じた上で開 催可能